

平成30年度第2回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：平成31年1月18日（金）
15時30分～16時45分
場 所：沖縄県庁3階第5会議室
司 会：青少年育成班 前原班長
事 務 局：青少年・子ども家庭課長
青少年育成班 田崎主幹

1 概略

審議の前に、司会から委員2名はあらかじめ欠席の連絡があったこと、1名は人事異動により県外へ転勤となったため、現在、欠員が1名であることを報告した。

続いて、出席委員は12名であり、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定足数の過半数（7名）を満たしていることから、会議が成立する旨を報告した。

次に、青少年・子ども家庭課長あいさつを行った後、審議会会長の議事進行の下、事務局により「沖縄県青少年保護育成審議会運営要領の一部改正（案）」及び「沖縄県青少年保護育成条例の一部改正（案）」について説明を行った。

【会次第】

- (1) 開会
- (2) 青少年・子ども家庭課長あいさつ
- (3) 議事
 - ア 沖縄県青少年保護育成審議会運営要領の一部改正（案）
 - イ 沖縄県青少年保護育成条例の一部改正（案）
- (4) 閉会

2 審議状況

司 会 それでは、これより議事に入ります。議事につきましては、審議会会長に進行していただきますので、会長よろしくお願いします。

会 長 それでは、議事を進めていきたいと思えます。
本日の議事は2点ございます。

 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、初めに、沖縄県青少年保護育成審議会運営要領の一部改正（案）についてご説明いたします。

 今回の改正は、「いじめによる重大事態再調査部会」の所掌事務にいじめ重大事態の「再調査の必要性」を新に加えるものです。

 いじめ重大事態とは、二つありまして、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項で規定された

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるいじめ

○ いじめが原因で30日以上不登校となった事態のことを言います。

現在、いじめ重大事態が発生すると、学校は、教育委員会を通じて県知事へ第一報を報告します。

同時に、教育委員会はいじめの調査を当該校へ指示、または教育委員会において、調査委員会を立ち上げて調査します。

そして、その調査委員会がまとめた報告書が教育委員会を経て当課へ報告されます。

当課では、その報告を受けて、知事部局の行政職の職員のみで、再調査の必要性について検討し、再調査の必要があれば、「いじめによる重大事態再調査部会」に再調査を依頼します。

再調査が不要であれば、その旨を教育委員会へ回答することとなっています。

しかし、いじめ重大事態の内容は千差万別であり、一定の判断基準だけでは判断し難い事案の発生も懸念されます。

そのため、再調査の必要性については、専門的知識を有する「いじめによる重大事態再調査部会」に検討を依頼し、その結果を受けて、最終的に知事部局で判断する手順に改正したいと考えております。

以上が、沖縄県青少年保護育成審議会運営要領の一部改正（案）の概要となります。

会 長 （会長から、いじめ防止対策推進法及びガイドライン等作成に至る背景等について説明があり、「いじめによる重大事態再調査部会」で取り組んでいる判断基準の作成状況等について報告があった。）

ただいまの説明についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

委 員 ～ 意見なし ～

会 長 それでは、次に、沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（案）の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、次に、沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

今回の条例改正は、自分の裸体等をスマートフォン等で撮影し、その画像をメール等で送られる、いわゆる「自画撮り」に関する規制です。

近年では、青少年が脅されたり、だまされたりするなどして、「自画撮り」画像等を要求者に送られる被害が全国的に多発傾向にあり、県内においても発生が確認されています。

そのため、青少年の健全な育成が阻害されないよう、青少年に対し、児童ポルノ等の「自画撮り」画像等を要求する行為を規制することとしています。

現在の法律及び条例では、要求者が青少年に裸の写真等を要求した場合、その要求行為だけで処罰されることはありません。

青少年が要求者に騙されたり、脅されたりするなどして裸の写真等を送られた場合は、要求者は、児童ポルノ禁止法に抵触します。

しかし、この犯罪の大きな問題点は、青少年から被害申告や相談を受けて、犯人を捕まえたとしても、その犯人が警察に捕まる前に別の第三者に画像を提供したり、インターネット上に投稿していたら、その画像を完全に回収、削除することが極めて困難になるということです。

つまり、被害を受けた青少年は、例え、犯人が捕まったとしても、自分の裸などの画像がインターネット上にあるのではないかと考え、生涯、精神的苦痛に悩まされることになるのです。

そのため、そのような被害を出さないよう、改正案では、青少年に裸の写真を要求する行為を禁止することとしています。

そして、

- 青少年に拒まれたにもかかわらず
- 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ
- 若しくは青少年に対し対象を供与、その約束をする方法

などの不当な要求行為については、罰金30万円以下の罰則を設けることとしています。

ちなみに、同様の条例は、東京都、兵庫県、京都府、福岡県、福島県、和歌山県などが改正しており、改正を検討している県も多数あります。

この条例の新設により、青少年が自画撮り画像を送る前に要求者を検挙したり、要求行為自体を改心する者も出てくることが期待されるため、自画撮り被害の未然防止が図られると考えています。

以上が、「沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（案）」の説明となります。

A委員

このような卑劣な犯罪は許せない。犯人が捕まったとしても、被害者の裸の画像等がすべて回収できなかった場合、将来、その被害者がその画像を理由に離婚に至

ることも考えられる。そう考えると、罰金30万円以下というのは軽すぎるのではないか。

事務局 委員のおっしゃるとおり、卑劣な犯罪ではありますが、当県の他の条例との均衡及び既に改正している他県の罰則を比較しても、罰金30万円以下が妥当だと考えています。

A委員 このような卑劣な犯罪は、なくさないといけないので、条例改正後は、保護者や子ども達等への周知活動を徹底してもらいたい。

事務局 条例改正のチラシの作成、関係機関との連携等を図り、講話等を通して、普及活動に努めます。

B委員 普及活動の際には、被害者となる女子生徒だけではなく、男性側へも、このようなことをしたら、警察に検挙されるなど、この要求行為をなくすような取り組みを行ってほしい。

事務局 男女問わず、各種機会を通じて、児童ポルノ等の要求行為は条例で禁止されていることを普及させていきたいと考えています。

会 長 それでは、本日の議題は以上となります。

～ 議事終了 ～

以 上